

実施職種・実施日

令和8年度（前期）技能検定学科試験、実技試験（判断等試験及び計画立案等作業試験）における関係法令、JIS等の各種規格等の記載に基づく出題については、原則として令和7年10月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。ただし、職種（作業）ごとに、実作業の現場における状況等を勘案し、一般的に普及しているものに基づく場合もあります。

- ・ 学科試験日の欄に記載されている日時は、全国統一の実施日程です。
- ・ 実技試験日の欄に○印のみで指定日の記入がない職種（作業）については、令和8年6月10日（水）から令和8年9月9日（水）のうち当協会が指定する日に実施します。
（※造園・とび職種にあつては、暑熱対応のため、令和8年9月10日（木）から令和8年11月11日（水）までのうち指定する日に延期する場合があります。）
- ・ 日付の入っているものは全国統一の実施日程です。
- ・ 計画立案等作業試験欄の①は、1級のみが対象です。

1. 2級（実技試験の概要については、P10～P15をご覧ください。）

受検票の実技試験欄は旧名称で記載されています。

職種名	作業名	学科試験		実技試験		
		日程	集合時間	製作等作業試験 (旧作業試験)	判断等試験 (旧要素試験)	計画立案等作業試験 (旧ペーパーテスト)
園芸装飾	室内園芸装飾作業	9/6	9:45	○		
造園	造園工事作業	8/23	9:45	○	○	
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業	9/6	9:45	○		
機械加工	普通旋盤作業	8/30	9:45	○		
機械加工	数値制御旋盤作業	8/30	9:45	○		8/30 13:00 集合
機械加工	フライス盤作業	8/30	9:45	○		
機械加工	数値制御フライス盤作業	8/30	9:45	○		8/30 13:00 集合
機械加工	平面研削盤作業	8/30	9:45	○		
機械加工	円筒研削盤作業	8/30	9:45	○		
機械加工	マシニングセンタ作業	8/30	9:45		○	8/30 13:00 集合
機械加工	精密器具製作作業	8/30	9:45			
非接触除去加工	数値制御彫形彫り放電加工作業	9/6	9:45	○		① 9/6 13:00 集合
非接触除去加工	ワイヤ放電加工作業	9/6	9:45	○		① 9/6 13:00 集合
金属プレス加工	金属プレス作業	8/23	9:45	○		8/23 13:00 集合
鉄工	製缶作業	8/30	9:45	○		
鉄工	構造物鉄工作業	8/30	9:45	○		
建築板金	内外装板金作業	9/6	13:00	○		
建築板金	ダクト板金作業	9/6	13:00	○		
工場板金	曲げ板金作業	9/6	13:00	○		
工場板金	打出し板金作業	9/6	13:00	○		
めっき	溶融亜鉛めっき作業	8/30	9:45		9/6	
仕上げ	治工具仕上げ作業	9/6	9:45	○		
仕上げ	金型仕上げ作業	9/6	9:45	○		
仕上げ	機械組立仕上げ作業	9/6	9:45	○		
電子機器組立て	電子機器組立て作業	8/30	13:00	○		
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業	9/6	9:45	○		
建設機械整備	建設機械整備作業	8/30	9:45	○		8/30 13:00 集合
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	8/30	13:00	○		
家具製作	家具手加工作業	8/30	13:00	○		
家具製作	家具機械加工作業	8/30	13:00	○		
建具製作	木製建具手加工作業	8/30	13:00	○		
印刷	オフセット印刷作業	8/30	13:00	○		
プラスチック成形	真空成形作業	8/23	13:00		9/6	9/6 9:45 集合
石材施工	石張り作業	9/6	9:45	○		
とび	とび作業	8/23	13:00	○		
左官	左官作業	8/30	13:00	○		
築炉	築炉作業	8/23	13:00	○		
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	9/6	13:00	○		
タイル張り	タイル張り作業	9/6	9:45	○		
畳製作	畳製作作業	8/30	13:00	○		

1, 2級（実技試験の概要については、P15～P17をご覧ください。）

受検票の実技試験欄は旧名称で記載されています。

職種名	作業名	学科試験		実技試験		
		日程	集合時間	製作等作業試験 (旧作業試験)	判断等試験 (旧要素試験)	計画立案等作業試験 (旧ペーパーテスト)
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	8/23	13:00	○		
防水施工	アクリルゴム系塗膜防水工事作業	8/23	13:00	○		
防水施工	シーリング防水工事作業	8/23	13:00	○		
防水施工	改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業	8/23	13:00	○		
防水施工	FRP防水工事作業	8/23	13:00	○		
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	8/30	9:45	○		
内装仕上げ施工	鋼製下地工事作業	8/30	9:45	○		
内装仕上げ施工	ボード仕上げ工事作業	8/30	9:45	○		
内装仕上げ施工	化粧フィルム工事作業	8/30	9:45	○		
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	9/6	9:45	○		
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	8/23	9:45	○		
貴金属装身具製作	貴金属装身具製作作業	8/30	9:45	○		
表装	壁装作業	9/6	9:45	○		
塗装	建築塗装作業	8/23	9:45	○		
塗装	金属塗装作業	8/23	9:45	○		
フラワー装飾	フラワー装飾作業	9/6	13:00	○		

単一等級（実技試験の概要については、P17をご覧ください。）

受検票の実技試験欄は旧名称で記載されています。

職種名	作業名	学科試験		実技試験		
		日程	集合時間	製作等作業試験 (旧作業試験)	判断等試験 (旧要素試験)	計画立案等作業試験 (旧ペーパーテスト)
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカール工事作業	9/6	13:00	○		

3級（実技試験の概要については、P17～P18をご覧ください。）

受検票の実技試験欄は旧名称で記載されています。

職種名	作業名	学科試験		実技試験		
		日程	集合時間	製作等作業試験 (旧作業試験)	判断等試験 (旧要素試験)	計画立案等作業試験 (旧ペーパーテスト)
園芸装飾	室内園芸装飾作業	7/12	10:15	○		
造園	造園工事作業	7/12	13:00	○	○	
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業	7/12	13:00	○	○	
金属熱処理	一般熱処理作業	8/23	9:45		8/30	8/23 13:00 集合
機械加工	普通旋盤作業	7/12	10:15	○		
機械加工	数値制御旋盤作業	7/12	10:15	○		
機械加工	フライス盤作業	7/12	10:15	○		
機械加工	平面研削盤作業	7/12	10:15	○		
機械加工	マシニングセンタ作業	7/12	10:15	○		
工場板金	曲げ板金作業	7/12	13:00	○		
工場板金	打出し板金作業	7/12	13:00	○		
仕上げ	機械組立仕上げ作業	7/12	13:00	○		
機械検査	機械検査作業	7/12	13:00	○		
電子機器組立て	電子機器組立て作業	7/12	10:15	○		
シーケンス制御	シーケンス制御作業	7/12	13:00	○		
建築大工	大工工事作業	7/12	13:00	○		
とび	とび作業	7/12	10:15	○		
左官	左官作業	7/12	10:15	○		
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	7/12	10:15	○		
化学分析	化学分析作業	7/12	10:15	○		
塗装	金属塗装作業	7/12	13:00	○		
フラワー装飾	フラワー装飾作業	7/12	13:00	○		

受 検 資 格

受検資格は、当該検定職種に関する実務経験が必要で、検定職種に関する学歴・職業訓練歴・指導員免許等により短縮されています。（実務経験年数を算出する場合は、卒業証書、修了証書、免許証、合格証書等の交付年月日を起算日とします。）

技能検定の受検に必要な実務経験年数

(単位：年)

受 検 対 象 者 (※1)	1 級		2 級(※6)		3 級	単一等級	特級		
	2 級 合格後	3 級 合格後	3 級 合格後	(※6)	1 級 合格後				
実 務 経 験 の み ※以下の各欄に該当する者以外は全て実務経験のみでの資格判定となります。	7	2	4	2	0	※7	3		
専門高校（検定職種に関する学科）卒業（※2）又は専修学校〔大学入学資格付与課程（検定職種に関する学科）に限る〕卒業	6	2	4	0	0	0	1		
短大・高等専門学校・高校専攻科（検定職種に関する学科）卒業（※2）、専門職大学前期課程（検定職種に関する学科）修了又は専修学校〔大学編入資格付与課程（検定職種に関する学科）に限る〕卒業	5	2	4	0	0	0	0		
大学（検定職種に関する学科）卒業（専門職大学前期課程修了者を除く）（※2）又は専修学校〔大学院入学資格付与課程（検定職種に関する学科）に限る〕卒業	4	2	4	0	0	0	0		
専修学校（※3）又は各種学校 (検定職種に関する学科)卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る。)	800時間以上 1,600時間以上 3,200時間以上	6 5 4	2 2 2	4 4 4	0 0 0	0 0 0	※8 ※8 ※8	1 1 0	
短期課程の普通職業訓練 (検定職種に関する訓練科)修了(※4)(※9)	700時間以上	6	2	4	0	0	0	※5	1
普通課程の普通職業訓練 (検定職種に関する訓練科)修了(※4)(※9)	2,800時間未満 2,800時間以上	5 4	2 2	4 4	0 0	0 0	0 0	0	1 0
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練（検定職種に関する訓練科）修了（※4）（※9）		3	1	2	0	0	0	0	0
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練（検定職種に関する訓練科）修了（※9）		1			0	0	0	0	0
指導員養成課程の指導員養成訓練（検定職種に関する訓練科）修了（※9）		1			0	0	0	0	0
職業訓練指導員免許（検定職種に関する免許職種）取得		1			—	—	—	0	0
高度養成課程の指導員養成訓練修了（※9）		0			0	0	0	0	0

5

※1：検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。

※2：学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。

※3：大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。

※4：職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開発訓練（いずれも800時間以上のものに限る。）を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。

※5：総訓練時間が700時間未満のものを含む。

※6：3級（前期又は後期の期間にかかわらず随時実施するものは除く。）技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者等も受検できる。また、工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたものも受検できる。

※7：検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。

※8：当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。

※9：職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与する。

注1：実技試験の概要（P10～P18）で **免許又は技能講習** **特別教育** のマークのある作業については、資格証等を携帯していなければ受検できません。

注2：受検資格の実務経験年数については、申請受付最終日の**令和8年4月17日**を基準日としてご判断下さい。

注3：受検資格について不明な点は、長崎県職業能力開発協会までお問い合わせ下さい。

試験の免除資格

技能検定試験の免除一覧表

1. 技能検定関係（同一の検定職種に限る。）

対象者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特級	1級	2級	3級	単一等級	
特級	実技試験のみ合格	実技の全部	--	--	--	--	実技試験又は学科試験に合格した日から5年間（最終年にあつては年度終りまで）有効
	学科試験のみ合格	学科の全部	--	--	--	--	
1級	技能検定合格	--	学科の全部			--	同一の検定職種において1・2・3級全作業の学科免除
	実技試験のみ合格	--	実技の全部			--	選択科目(作業)のある検定職種の場合には、同一の選択科目(作業)に限る
	学科試験のみ合格	--	学科の全部			--	
2級	技能検定合格	--	--	学科の全部		--	同一の検定職種において2・3級全作業の学科免除
	実技試験のみ合格	--	--	実技の全部		--	選択科目(作業)のある検定職種の場合には、同一の選択科目(作業)に限る
	学科試験のみ合格	--	--	学科の全部		--	
3級	技能検定合格	--	--	--	学科の全部	--	同一の検定職種において3級全作業の学科免除
	実技試験のみ合格	--	--	--	実技の全部	--	選択科目(作業)のある検定職種の場合には、同一の選択科目(作業)に限る
	学科試験のみ合格	--	--	--	学科の全部	--	
単一等級	技能検定合格	--	--	--	--	学科の全部	同一の検定職種において単一等級全作業の学科免除
	実技試験のみ合格	--	--	--	--	実技の全部	選択科目(作業)のある検定職種の場合には、同一の選択科目(作業)に限る
	学科試験のみ合格	--	--	--	--	学科の全部	

2. 職業能力開発行政関係（検定職種に関する訓練科又は免許職種に限る。）

対象者			技能検定試験の免除の範囲					備考
			特級	1級	2級	3級	単一等級	
指導員試験合格又は指導員免許取得			--	学科の全部			学科の全部	
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後実務経験年数	5年	学科の全部			学科の全部	※2	
		2年	--	学科の全部		学科の全部	※2	
			--	--	学科の全部	学科の全部	※2	
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後実務経験年数	4年	--	学科の全部		学科の全部	※2	
		1年	--	--	学科の全部	学科の全部	※2	
			--	--	学科の全部	--	※2	
普通課程の普通職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後2年(2,800時間以上なら1年)の実務経験		--	--	学科の全部	学科の全部	※2	
			--	--	学科の全部	--	※2	
短期課程の普通職業訓練について修了時試験合格かつ修了	1級技能士コース	--	学科の全部			--	※2	
	2級技能士コース	--	--	学科の全部		--	※2	
	単一等級技能士コース	--	--	--	--	学科の全部	※2	
技能五輪全国大会における技能証			--	実技の全部	--	--	実技の全部	
技能五輪地方大会における技能証			--	--	実技の全部		--	※1
全国障害者技能競技大会	実技部門の技能証	--	--	実技の全部		--	--	※1
	学科部門の技能証	--	--	学科の全部		--	--	※1

※1：平成16年10月21日が有効期限内である技能証は、その有効期限が過ぎたものであっても有効（H16厚労告376附則第2項及び第3項）

※2：職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練に準ずる訓練における技能照査又は修了時試験の合格者においても、

技能照査又は修了時試験に合格した職業訓練の訓練課程に応じて、試験を免除する。

3. 他法令関係

対象者		技能検定試験の免除の範囲					備考	
		特級	1級	2級	3級	単一等級		
建築士法による1級建築士試験若しくは2級建築士試験に合格した者又は1級建築士若しくは2級建築士の免許を受けた者		--	建築大工職種及びブロック建築職種に係る学科試験の全部			--	--	
建築士法による木造建築士試験に合格した者又は木造建築士の免許を受けた者		--	建築大工職種に係る学科試験の全部			--	--	
東京商工会議所が行う和裁に関する技能検定	1級の技能検定	--	和裁職種に係る実技試験の全部			--	--	
	2級の技能検定	--	--	和裁職種に係る実技試験の全部		--	--	